

令和8年4月1日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
渡辺 弘司
細川 秀一
坂本 泰三
濱口 欣也
(公印省略)

民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）
の施行について（通知）

令和6年5月17日、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号。以下「改正法」という）が成立し、同月24日に公布され、令和8年4月1日をもって施行されることとなりました。

改正法の内容につきましては、これまでは離婚後の親権については、父母の一方のみ（単独親権）と定められていたところ、今回の改正法の施行により、離婚後の親権を父母の双方（共同親権）と定めることが可能となる等、離婚後の子の利益を確保することを目的とした、親権、養育費、親子交流等に関するルールの見直しが主となっております。

今般の共同親権制度の導入に伴う、離婚後の子の医療に関する同意をめぐる問題、解釈等に関しましては、法務省ホームページ（下記参照）にて、Q&A形式の解説資料が下記のとおり公表されておりますので、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知にご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本会では、共同親権制度の導入後の状況も鑑みまして、医療機関向けの本制度に係る解説資料等についても、関係当局と連携し作成する予定としておりますので、引き続き、ご高配の程よろしくようお願い申し上げます。

記

1. [法務省ホームページ]民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について〔令和8年4月1日施行〕

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html

2. [法務省ホームページ]Q&A形式の解説資料

<https://www.moj.go.jp/content/001457895.pdf>（民法編）

※医療同意に関するQ&Aについては、27・28ページに記載

<https://www.moj.go.jp/content/001457896.pdf>（行政手続・支援編）

以上